

2021年度補正予算  
**グリーンリカバリー事業の公募概要**

---

2022年 3月 28日

パナソニック株式会社  
エレクトリックワークス社

**電材営業開発グループ**

## グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業



【令和3年度補正予算(案) 3,000百万円】

中小企業等へのCO2削減量に応じた設備等導入補助で、コロナ禍からの経済再生と脱炭素化を同時実現します。

### 1. 事業目的

コロナ禍を乗り越えて脱炭素化に取り組む中小企業等に対し、CO2削減量に応じた省CO2型設備等の導入を加速することで、企業の新たな設備投資を下支えし、電化・燃料転換等も促進しながら、我が国の持続可能で脱炭素な方向の復興(グリーンリカバリー)を促進し、コロナ前のCO2排出量のリバウンド回避をした上での、力強くグリーンな経済社会への移行を実現する。

### 2. 事業内容

①中小企業等による省CO2型設備等の導入に対して、以下の(A)(B)のうちいずれか低い額の補助を行う(補助上限5,000万円)。

(A) 年間CO2削減量×法定耐用年数×5,000円/tCO2\* (円)

\* 中小企業、省CO2型換気を導入する企業、グリーン冷媒使用設備を導入する企業は、7,700円/tCO2

(B) 総事業費の1/2 (円)

※CO2削減量は、環境省指定の診断機関のCO2削減余地事前診断に基づく導入設備等による2019年比でのエネルギー起源CO2削減量。中小企業には診断費用の補助を行う。

※補助対象は、環境省が指定する設備等であって、単年度で導入完了可能なものに限る。LEDは支援対象とはしないが、他の補助対象設備とセットで導入した場合は、CO2削減量として計上。

※代行申請を可とする。

※事前診断によるCO2削減量を達成できない場合は再エネ電気切替え、外部調達等を行う。

②本補助事業の運営に必要な、公正なCO2削減量の担保(各診断機関が実施したCO2削減余地の事前診断結果の検証)等の支援を行う。

### 3. 事業スキーム

■ 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業

■ 委託・補助先 民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度

### 4. 事業イメージ

#### 【事業の流れ】



#### 【主な補助対象設備】



空調機



給湯器



冷凍冷蔵機器



ボイラ



省CO2型換気



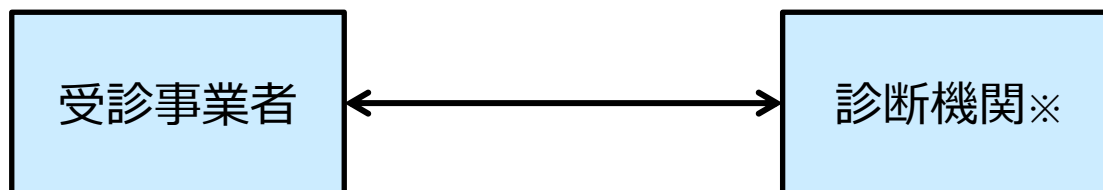
EMS

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

診断事業と導入事業の二種類の取組みで構成されています。  
公募のHP：[https://www.eic.or.jp/eic/topics/2022/gr\\_r03c/001/](https://www.eic.or.jp/eic/topics/2022/gr_r03c/001/)

## 診断事業

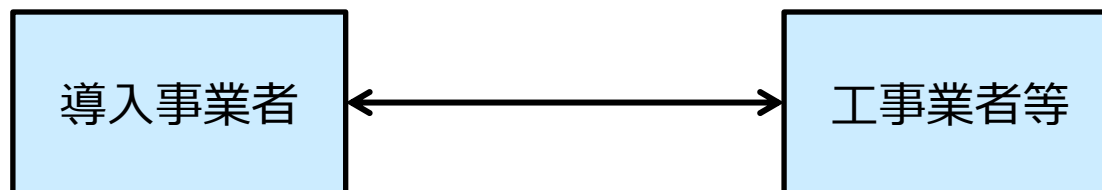
- ・診断事業の後、導入事業の2次公募に応募することが要件。
- ・診断機関はEICの本事業のHPに公開された機関に限定。



※[https://www.eic.or.jp/eic/topics/2022/gr\\_r03c/001/](https://www.eic.or.jp/eic/topics/2022/gr_r03c/001/)

## 導入事業

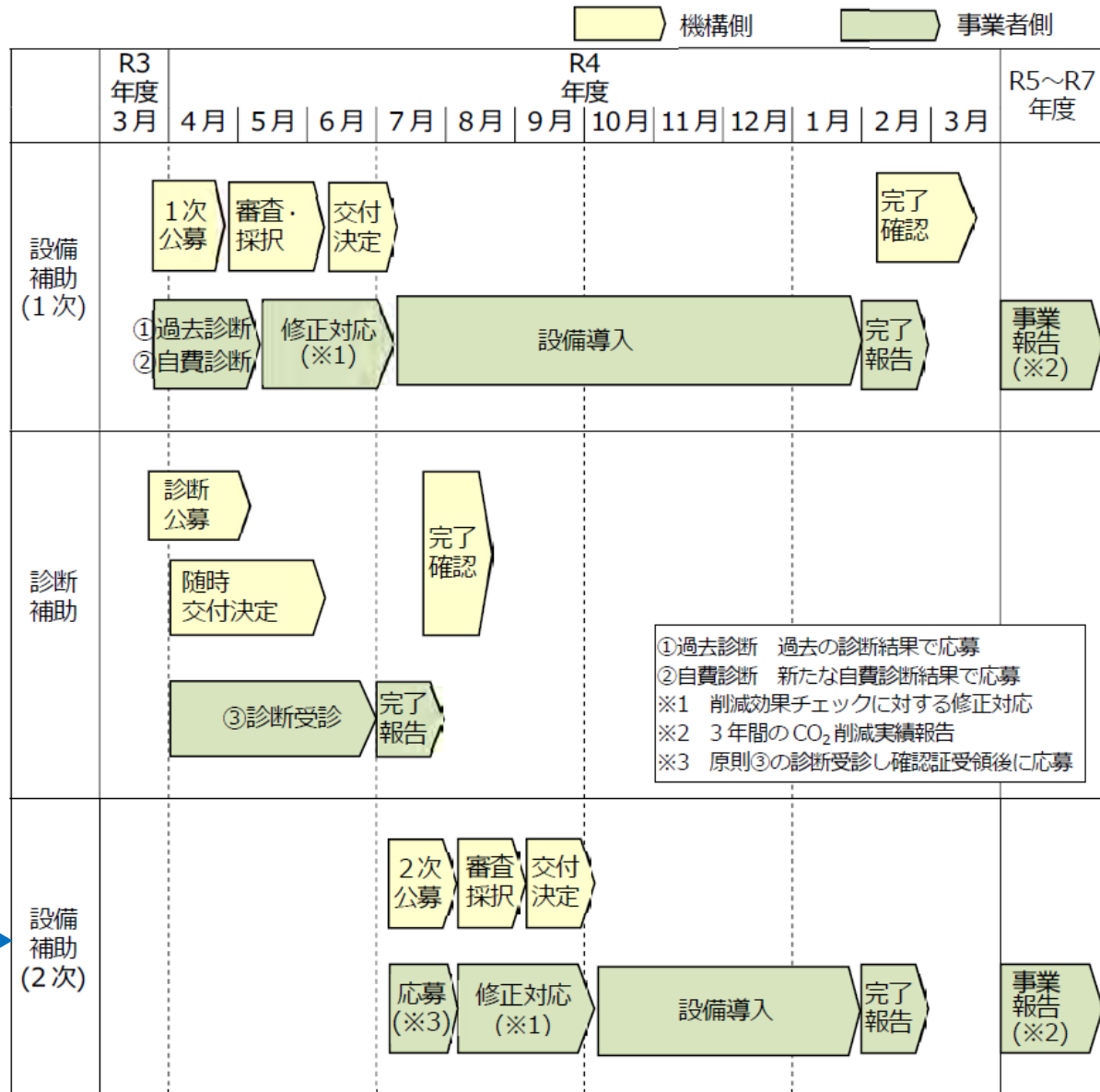
- ・過去の診断結果を所有している事業者
- ・自費で診断を行う事業者



3月25日  
～4月22日

3月25日  
～5月6日

7月8日  
～8月5日



中小企業者等と  
大企業が対象

中小企業者等が対象  
(大企業は対象外)

中小企業者等が対象  
(大企業は対象外)

- ①過去診断 過去の診断結果で応募
- ②自費診断 新たな自費診断結果で応募
- ※1 削減効果チェックに対する修正対応
- ※2 3年間のCO<sub>2</sub>削減実績報告
- ※3 原則③の診断受診し確認証受領後に応募

## ■ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
①製造業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下

## ■ CO<sub>2</sub>排出量50t以上3,000t未満の事業所を保有する以下の①～⑧に該当する者

- ① 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ② 地方独立行政法人法第21条第3号に規定される業務を行う地方独立行政法人
- ③ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ④ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ⑤ 医療法第39条に規定する医療法人
- ⑥ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ⑦ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ⑧ その他環境大臣（以下「大臣」という。の承認を得て補助事業者が適当と認める者

## ■ 補助金額 上限50万円

## ■ 民間企業

**中小企業者に限定しません。**

## ■ 以下①～⑧に該当する者

- ① 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ② 地方独立行政法人法第21条第3号に規定される業務を行う地方独立行政法人
- ③ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ④ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ⑤ 医療法第39条に規定する医療法人
- ⑥ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ⑦ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ⑧ その他環境大臣（以下「大臣」という。の承認を得て補助事業者が適当と認める者

**※導入事業の2次公募は原則として診断事業を実施した事業者となるため、前頁の中小企業者等となり大企業は対象外です。**

## ■ 補助対象設備

① 空調システム（換気設備含む）

② 蒸気システム

③ 冷却水システム

④ 圧空システム

⑤ LED照明設備

※他の補助対象設備と組み合わせた場合のみ

⑥ 受変電・配電設備

⑦ 電動機・ポンプ・ファン

⑧ 工業炉

⑨ 冷凍・冷蔵設備

⑩ 排水処理設備

⑪ 昇降設備

⑫ 給湯設備

⑬ 発電設備

⑭ 水利用設備

⑮ エネルギー管理設備

※他の補助対象設備と組み合わせた場合のみ

⑯ その他機構が認めるもの

## ■ 補助金額

下記(A)か(B)の額が低い方

(A) [年間CO2削減量] × [法定耐用年数] ×  
[5,000 円/t-CO2] (円)

(B) [補助対象経費] × 1/2 (円)

上限額は5,000万円（下限額の設定は無し。）

LED照明設備を導入する場合には、LED照明設備の導入に対する法定耐用年数期間におけるCO2削減量は、全CO2削減量の1/2以下であることとします。

**END**